

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

確定申告期限が年末の場合

Q：当社は、年1回10月31日決算の法人で、確定申告書提出期限延長の適用を受けていません。確定申告書の提出期限は、12月31日でしょうか、それとも1月4日でしょうか。

また、仮に確定申告書提出期限延長の適用を受けた場合には、延長期間にかかる利子税はいつから起算することになりますか。

A：1月4日が申告期限で、利子税の起算日も1月4日となります。

【解説】

国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限が、日曜日、国民の祝日その他一般の休日又は土曜日もしくは12月29日、同月30日もしくは同月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなします。

また、1月1日は国民の祝日に当たり、1月2日及び1月3日については官公庁の年始休暇に当たり一般の休日として取り扱われています。

したがって、ご質問の場合は、翌年1月4日（同日が土曜日の場合は6日、同日が日曜日の場合は5日）が申告期限となります。

確定申告書提出期限の延長の適用を受けた場合の延長期間に係る利子税の起算日も、1月4日となります。

